

第5章

教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

- 1 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」(P48)
- 2 家庭類型(P49)
- 3 教育・保育提供区域の設定(P52)
- 4 教育・保育施設の需要量及び確保の方策(P52)
- 5 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策(P55)
- 6 子育てのための施設等利用の量の見込みと確保の方策(P58)
- 7 その他事項(P59)

1. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされ、「幼児教育・保育」等についての「量」と「確保方策」について、ニーズの傾向や政策動向、地域の実情を踏まえ適切に見込むことが求められています。

「量の見込み」とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の各事業に対する必要な量（利用希望数）を、「確保方策」とは、この量の見込み（利用希望数）を確保するための保育等の提供体制、つまり受け皿の確保のことを言い、併せて時期を見込むものです。

ここでは「家庭類型」を参考に、最近の傾向やニーズ調査の結果等を踏まえ「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要量と確保方策について定めます。

なお、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」制度が拡充され、「子どものための教育・保育給付」を受ける3歳以上児や未満児の非課税世帯の保育料が無償とされるほか、「子育てのための施設等利用給付」制度が新たに創設され、保育を必要とする保護者への経済的サポートの幅も広がられました。本計画では、一部の事業については、この新たな給付事業を見込んだ記載とします。

[子ども・子育て支援新制度の概要]

<p>■子ども・子育て支援給付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[子どものための教育・保育給付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設型保育給付 幼稚園・保育所・認定こども園 ○地域型保育給付 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>[子育てのための施設等利用給付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設等利用費 預かり保育事業 ・認可外保育施設等（ファミリー・サポート・センター事業等） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[現金給付]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童手当 </div>	<p>■その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[地域子ども・子育て支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・実費徴収に係る補足給付と行う事業 ・多様な事業者の参入促進。能力活用事業 </div> <p>※ここでは企業主導型事業の記載は除きます。</p>
---	---

【教育・保育給付認定区分と利用対象施設等】

種 別		対 象		該当施設
1号認定	[教育標準時間] 満3歳以上の教育を希望して保育の必要性がない就学前の子ども	(専業主婦(夫)家庭・就労短時間家庭(1月の就労時間48時間未満))		認定こども園 幼稚園 ※斜里町ではウトロへき地保育所も該当
2号認定	[保育認定] 満3歳以上で保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	保育標準時間 (11時間)	(共働き家庭等(1月の就労時間120時間以上))	認定こども園 保育所
		保育短時間 (8時間)	(共働き家庭等・1月の就労時間48時間～120時間)	
3号認定	[保育認定] 満3歳未満で保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	保育標準時間 (11時間)	・共働き家庭等 ・1月の就労時間120時間以上	認定こども園 保育所 地域型保育事業
		保育短時間 (8時間)	・共働き家庭等 ・1月の就労時間48時間～120時間	

2. 家庭類型

量の見込みでは、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを出し、それに対応する確保方針を定める」という基本的な考え方を踏まえることとします。このため、潜在的ニーズを勘案しつつ、斜里町の実情と合わせながら量を見込みました。

なお、潜在的ニーズについては、ニーズ調査結果から対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類に類型化し、その上で現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布として表しました。

(1) 家庭類型の種類

父母の有無と就労状況	
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月加減時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※ 下限時間は、国では48時間～64時間の間で市町村が定めることとされており、斜里町の保育の必要性の下限時間は48時間で設定しています。

第5章 子ども・子育て支援事業計画期間の量の見込みと確保方策

(2) 現状の家庭類型割合（年齢別）

区 分	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D	タイプ E	タイプ E'	タイプ F
0歳～就学前	5.7%	36.7%	26.7%	1.4%	28.5%	0.5%	0.0%	0.5%
0歳	0.0%	25.0%	9.4%	0.0%	65.6%	0.0%	0.0%	0.0%
1～2歳	4.2%	43.8%	16.7%	0.0%	35.3%	0.0%	0.0%	0.0%
3歳以上	7.7%	36.9%	34.6%	2.3%	16.9%	0.8%	0.0%	0.8%



(3) 潜在的な家庭類型割合（年齢別）

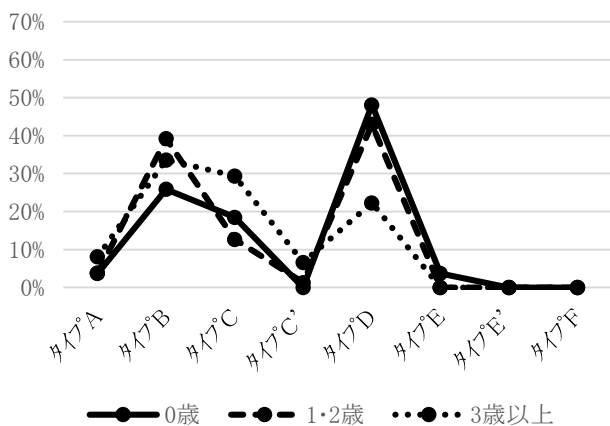
区 分	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D	タイプ E	タイプ E'	タイプ F
0歳～就学前	5.7%	41.9%	25.7%	5.7%	20.0%	0.5%	0.0%	0.5%
0歳	0.0%	34.4%	18.8%	0.0%	46.8%	0.0%	0.0%	0.0%
1～2歳	4.2%	43.8%	22.9%	0.0%	29.1%	0.0%	0.0%	0.0%
3歳以上	7.7%	43.1%	28.5%	9.1%	10.0%	0.8%	0.0%	0.8%

(4) 家庭類型と支給認定区分の分類

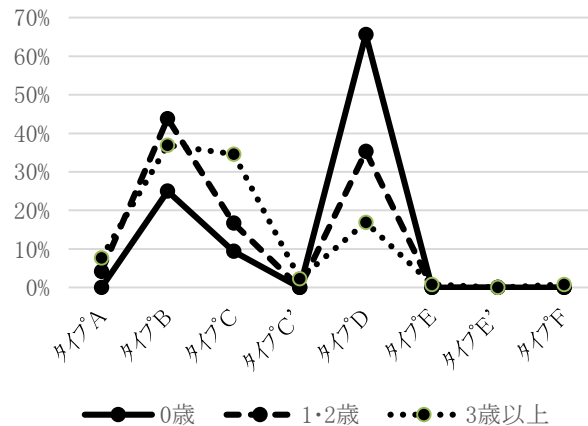
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ C' : フルタイム×パートタイム ・タイプ D : 専業主婦（夫） ・タイプ E' : パートタイム×パートタイム ・タイプ F : 無業×無業 	教育標準時間認定（1号認定） ・満3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ A : ひとり親家庭 ・タイプ B : フルタイム×フルタイム ・タイプ C : フルタイム×パートタイム ・タイプ E : パートタイム×パートタイム 	保育認定（2号認定） ・満3歳以上
	保育認定（3号認定） ・満3歳未満

実際の家庭類型を第1期と第2期のニーズ調査結果で比べた場合、全体としてはタイプB（フルタイム×フルタイム）とタイプD（専業主婦（夫））が多いという傾向は変わりません。

[第1期：実際の家庭類型]

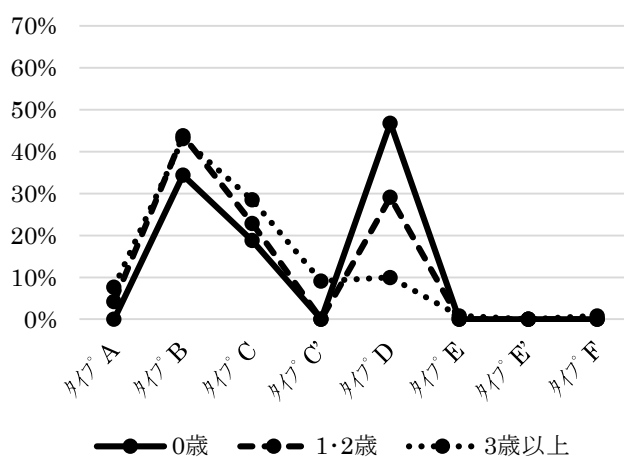


[第2期：実際の家庭類型]



下記が第2期の潜在的な家庭類型です。実際の家庭類型と比較すると、全体の傾向は大きくは変わりませんが、0歳児、3歳以上児でタイプB（フルタイム×フルタイム）が増加、0歳児、1・2歳児でタイプC（フルタイム×パートタイム）が増加、3歳以上児で減、また全年齢層でタイプD（専業主婦（夫））の割合が減少する傾向にあります。

[第2期：潜在的な家庭類型]



3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件の総合的に勘案して区域を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、量の見込みや確保方策を設定する単位となることから、斜里町では、全町を一区域と設定します。

4. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 確保の考え方

第1期計画期間は私立幼稚園が幼保連携型認定子ども園へ移行し、さらに未満児受け入れのための施設整備を行いました。第2期計画期間については、町内の就学前児童の減少の傾向は大きく変わる要素は無いものと考えられ、令和元年10月からの幼児教育無償化による影響も見ながら現在の教育・保育施設を活用することにより量の確保を図ることとします。

[確保方策の考え方]

○3歳以上の子ども（1号認定・2号認定）

- ・3歳以上児は、ニーズ調査結果からも就労等により「保育の必要性がある」とされる割合が高い傾向があり、実績においても「保育の必要性のない」ケースも含め、ほぼ100パーセントが何らかの幼児教育・保育施設を利用しています。

第2期計画期間ではこの第1期の実績、その他制度の考え方にに基づきながら1号・2号認定の量を見込みます。

- ・ウトロ地域以外の1号認定は認定こども園（大谷幼稚園）で確保します。

また、ウトロ地域では「保育の必要性のない」世帯の保育所利用を1号認定で見込みます。

- ・2号認定は認定子ども園・常設保育園・へき地保育所で見込みます。

ウトロへき地保育所は「へき地保育所」で量を見込み、それ以外の児童については第1期計画時と同様、認可保育施設である認定こども園・常設保育園の枠で優先的に量及び確保方策を見込みます。

○3歳未満の子ども（3号認定）

- ・3号認定は利用希望児童が増加の傾向にあります。待機児童も含め、認定こども園と常設保育園、またへき地保育所で確保方策を見込みます。なお、2号認定と同様、認可保育施設の枠から優先的に見込みます。

- ・ウトロへき地保育所では、ニーズの動向を把握しながら保育士確保により未満児保育の拡充を検討します。

○その他

- ・へき地保育所については、当該保育所の開設地域の利用児童数が減少の傾向にあります。ニーズ調査では、令和元年10月の幼児教育無償化の場合、現在へき地保育所を利用している保護者の希望はへき地保育所を主としながら選択の幅が広がる傾向が見られます。地域の利用状況を勘案しながら斜里町へき地保育所設置基準規程に基づき適正配置を進めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画期間の量の見込みと確保方策

(1) 事業の現状

[令和元年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3~5歳児)	(3~5歳児)	(0~2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	36	151	49	8	244
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	0	76	18	0	94
	小計	36	227	67	8	338

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

[令和2年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3~5歳児)	(3~5歳児)	(0~2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
量の見込み		53	197	65	7	322
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	36	153	57	7	253
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	17	44	8	0	69
	小計	53	197	65	7	322
差引(量の見込みー確保方策)		0	0	0	0	0

[令和3年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3~5歳児)	(3~5歳児)	(0~2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
量の見込み		43	188	79	11	321
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	31	150	60	11	252
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	12	38	19	0	69
	小計	43	188	79	11	321
差引(量の見込みー確保方策)		0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援事業計画期間の量の見込みと確保方策

[令和4年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3～5歳児)	(3～5歳児)	(0～2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
量の見込み		48	174	74	11	307
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	30	150	60	11	251
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	18	24	14	0	56
	小計	48	174	74	11	307
差引(量の見込み－確保方策)		0	0	0	0	0

※保育士確保によりウトロへき地保育所未満児保育拡充を目標とする。

[令和5年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3～5歳児)	(3～5歳児)	(0～2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
量の見込み		48	171	71	11	301
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	30	150	60	11	251
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	18	21	11	0	50
	小計	48	171	71	11	301
差引(量の見込み－確保方策)		0	0	0	0	0

[令和6年度]

施設区分		1号認定	2号認定	3号認定		計
		(3～5歳児)	(3～5歳児)	(0～2歳児)		
				1・2歳児	0歳児	
量の見込み		47	172	69	10	298
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	30	150	60	10	250
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	へき地保育所	17	22	9	0	48
	小計	47	172	69	10	298
差引(量の見込み－確保方策)		0	0	0	0	0

5. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

17 ページに掲載している「地域子ども・子育て支援事業」について、需要量と確保の方策を定めます。

(1) 利用者支援事業

- ・子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた助言・相談を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- ・妊娠・出産・育児と、子育ての各ステージを通じた切れ目の無い支援が求められており、安心して子育てをできる環境づくりを図るため、子育て世代包括支援センターの開設を検討します。(令和4年度を目標)

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

- ・常設保育園では標準時間保育を実施しているため第2期計画の期間に利用希望者数の大きな変化は見込まれず、また、延長保育の見込みに対しては全て対応が可能と考えます。
- ・へき地保育所については、保育士の確保に努めながら延長保育の拡充を検討します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	67	61	57	54	53
確保方策	61	55	51	48	53
差引(量の見込み－確保方策)	6	6	6	6	0

(3) 放課後児童健全育成事業(仲よしクラブ事業)

- ・利用学年については6年生までの利用を基本としますが、令和2年度をピークに利用児童数の増が見込まれています。放課後児童支援員の確保ができない場合については児童の受け入れが難しいことも懸念されており、専門職員の確保に努めながら安定した受け入れに努めます。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	257	250	241	231	215
1年生	64	55	61	54	46
2年生	65	63	54	61	54
3年生	58	56	54	47	51
4年生	39	48	40	40	34
5年生	16	16	18	16	16
6年生	15	12	14	13	14
確保方策	257	250	241	231	215
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援事業計画期間の量の見込みと確保方策

(4) 子育て短期支援事業

- ・保護者の疾病や仕事等により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がありますが、本町では事業所が無いことから未実施です。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	0	0	0	0	0
差引（量の見込み－確保方策）	1	1	1	1	1

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するもので、原則全対象者に実施します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	75	73	70	69	68
確保方策	75	73	70	69	68
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して訪問支援を行い、原則必要となる全対象者に対し実施します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	28	28	28	28	28
確保方策	28	28	28	28	28
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

(7) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

- ・子育て支援センターで「遊びのひろば」「開放日」「育児相談」などを実施します。
- ・利用者支援として情報提供、相談事業などの充実を図ります。
- ・子育て世代包括支援センター開設の場合は、連携しながら効果的な子育て支援策を推進します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	3,710	3,710	3,485	3,395	3,320
確保方策	3,710	3,710	3,485	3,395	3,320
差引（量の見込み－確保方策）	0	0	0	0	0

第5章 子ども・子育て支援事業計画期間の量の見込みと確保方策

(8) 一時預かり事業

- ・常設保育園2園は従来からの一時預かり事業を継続します。
- ・民間の認定こども園では私立幼稚園補助事業としての預かり保育を実施していますが、在園児以外の一時的預かりも実施しています。幼稚園型一時預かり事業への移行も含め検討します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
[認定子ども園] 在園する1号認定による利用	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
[認定子ども園] 在園児以外の利用	100	100	100	100	100
[常設保育園] 在園児以外の利用	120	120	120	120	120
確保方策	1,720	1,720	1,720	1,720	1,720
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査

- ・原則全対象者に対し実施します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	975	949	910	897	884
確保方策	975	949	910	897	884
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

- ・ニーズ調査ではファミリー・サポート・センター事業に特定した場合、ニーズは低い結果でしたが、一方で一時的、臨時的な預かりの希望は高い状況であり一定数の必要量を見込みます。
- ・病児・病後児保育のニーズについてはファミリー・サポート・センターの病児預かりを検討します。

(件)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

(11) 多様な主体の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。子ども・子育ての新たな制度構築が進められており、必要に応じ効果が高いと考えられる事業の参入促進について検討します。

6. 子育てのための施設等利用の量の見込みと確保の方策

令和元年5月の子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」については、認可保育所等を利用できない保護者についても一定の基準を満たし、市町村の確認を受けた事業を利用した場合、3歳以上及び0から2歳の非課税世帯については無償化の対象となりました。

令和元年の制度開始時点、町内では下記2事業が確認を受けた対象事業です。

下記2事業に係る子育てのための施設等利用給付については、前記の「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策に含めていますが、ここでは、無償化の対象となる量の見込みと確保方策について再掲します。

(1) 認定こども園の預かり保育事業

- ・保育の必要性がある1号認定子どもの利用が対象となりますが、保育の必要性に該当する場合には定員が超過しない限り2号認定に移行することとなり、必要量は多くはないことが想定されます。
- ・令和元年時点では私立幼稚園の預かり保育事業として実施しますが、第2期計画期間中に幼稚園一時預かり事業への移行も検討します。

(人)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

(2) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

- ・保育の必要性があるが町内の保育園・保育所・認定こども園を利用することができない場合が対象となることから未満児の待機児童の利用などが想定されます。

(件)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15
差引(量の見込み－確保方策)	0	0	0	0	0

7. その他事項

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付が円滑に実施されるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等を法に基づき適正に実施します。

また、保育を必要とする家庭が公平かつ適性に事業を利用できるよう、制度周知及び関係機関との連携を図ります。

(2) 多様なニーズへの柔軟な対応

虐待や貧困といった課題や、近年増えている外国人居住者への対応など、子どもの権利がその家庭環境により損なわれないよう、関係機関と適切に連携を取りながら多様なニーズに柔軟に対応するよう努めます。

(3) 幼保小の連携・接続の推進

幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所は、幼児期の教育・保育の充実を図ります。また、幼保小といった育ちのステージの接続を円滑なものとするため、関係機関の連携体制の強化を図ります。

(4) 保育に関わる人材の確保

教育・保育施設における保育の拡充・質の向上には、保育士等の人材確保が必要です。近年、有資格者の確保が難しくなっていることから、処遇の改善等を含め働きやすい職場環境づくりを進めます。また、町の子育て支援や保護者のニーズを理解し、更に専門性を深化させ、常により良い保育を追求することができるよう、職場内研修等の取組を実施します。